

別表(第2条関係) 会費の額

種 別	区 分	会 費	
正 会 員	国庫補助対象団体	A ラ ン ク (広 域)	1口 180,000円 (1口 250,000円)
		B ラ ン ク (広 域)	1口 160,000円 (1口 210,000円)
		C ラ ン ク (広 域)	1口 140,000円 (1口 180,000円)
	新規国庫補助団体		1口 100,000円
	国庫補助対象外団体(小規模センター)		1口 20,000円
特 別 会 員	学識経験者及び連合会の目的に賛同 するもの	1口 10,000円	
賛 助 会 員	センター設置(政令市を除く)市町村	正会員会費と同額	
	政 令 市	1口 700,000円	
	個人・民間企業・各種団体等	1口 10,000円	

※ 注

- 1 正会員の区分中ランク(A・B・C)は、毎年度、各シルバー人材センターの事業実態に応じて定める補助ランクと同じとする。
 - (1) 広域センターにおかる会費の額は、ランク下段の(広域)の額とする。
 - (2) 正会員(国庫補助対象団体)及び賛助会員(政令市・センター設置市町村)の会費口数は、国庫補助対象となっている団体数を基準とする。
- 2 正会員及び賛助会員として年度途中に加入する場合の会費の額は、次のとおりとする。
 - (1) 当該年度の9月以前の場合 …… 全 額
 - (2) 当該年度の10月以降の場合 …… 1/2 の 額